

難易度 B

平成 24 年 5 月実施過去問 (学科)

1. ライフプランニングと資金計画

問題 3 3

昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた男性の場合、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）の支給開始年齢は、原則（ ）である。

- 1) 60歳 2) 61歳 3) 62歳

解答：2

解説

『FP 技能士 3 級 合格教本』55 ページ「●老齢厚生年金の支給時期」表参照

2. リスク管理

問題 3 8

生命保険の保険料の払込みが困難になった場合等で、契約を有効に継続するためにはいくつかの方法があるが、そのうち（ ）とは、以後の保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに、元の契約の保険期間を変えずに、一般に、保障額の少ない保険（同じ種類の保険または養老保険）に変更するものである。

- 1) 払済保険 2) 延長定期保険 3) 自動振替貸付制度

解答：1

解説

「元の契約の保険期間を変えずに」この記述から払済保険の説明であることがわかります。

『FP技能士3級 合格教本』94ページ「保険料支払困難なケースの対応」（2）参照

3. 金融資産運用

問題 1 4

A 国の金利が上昇し、B 国の金利が低下することは、他の要因が一定であれば、一般に、外国為替市場においては A 国通貨高、B 国通貨安の要因となる。

解答：○

解説

「A 国の金利上昇→A 国に投資資金流入→A 国通貨の需要増加→A 国通貨高」

4. タックスプランニング

問題 4 7

所得税における生命保険料控除のうち、平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係る介護医療保険料控除の控除限度額は、() である。

- 1) 30,000円 2) 40,000円 3) 50,000円

解答：2

解説

<介護医療保険料控除（平成24 年分所得税より適用）>

平成 2 2 年度の改正により、これまでの一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除に加えて、新たに介護医療保険料控除が設けられました。ただし、いつ契約したかによって処理が異なりますので注意してください。

- 1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除
新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を4万円とします。これにより3つの控除の合計限度額が12万円に引き上がります。
- 2) 平成23 年12 月31 日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除（それぞれの適用限度額5万円）を適用します。

5. 不動産

問題 5 1

住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例により，小規模住宅用地（住宅 1 戸につき 200㎡までの部分）の固定資産税の課税標準は，（ ）に減額される。

- 1) 2 分の 1 2) 4 分の 1 3) 6 分の 1

解答：3

解説

小規模住宅用地（200㎡まで） 固定資産税評価額×1/6
 一般住宅用地（200㎡超、限度あり） 固定資産税評価額×1/3
 『FP技能士 3 級 合格教本』305ページ「●固定資産税」の表参照

6. 相続・事業承継

問題 6 0

平成23年12月14日に死亡したAさんが所有していた上場株式Bの1株当たりの相続税評価額は，下記の〈資料〉によれば，（ ）である。

〈資料〉上場株式Bの価格（すべて平成23年のもの）

10月の最終価格の月平均額	1,500円
11月の最終価格の月平均額	1,550円
12月の最終価格の月平均額	1,600円
12月14日の最終価格	1,550円

- 1) 1,500円 2) 1,550円 3) 1,600円

解答：1

解説

資料の金額のうち、最も低い価額で評価します。

『FP技能士 3 級 合格教本』368ページ「2 上場株式」参照